

— 公共測量 — 作業規程の準則（平成23年改正版）

正 誤 表

平成23年6月6日現在

は追加分

ページ・条	行	正	誤
18 第39条 第五号表中	機器及び測定方法欄 から10行目	4級基準点測量の……ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、 器械高 の異なる片方向による2対回の……	4級基準点測量の……ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高の異なる片方向による2対回の……
20 第43条 第2項第一号	下から16行目	<p>一 仮定三次元網平均計算の……を用いるものとする。</p> <p>イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が……に限る。</p> <p>ロ 水平及び高さの分散の固定値</p> <p><u>ただし、分散の固定値は、$d_N = (0.004m)^2$ $d_E = (0.004m)^2$ $d_U = (0.007m)^2$ とする。</u></p>	<p>一 仮定三次元網平均計算の……を用いるものとする。 ただし、分散の固定値は、$d_N = (0.004m)^2$……とする。</p> <p>イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が……に限る。</p> <p>ロ 水平及び高さの分散の固定値</p>
28 第66条	下から2行目	1級水準測量及び……許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、 片道 観測を原則とする。	1級水準測量及び……許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、往復観測を原則とする。
123 2-6 GNSS測量機	性能欄 下から15行目 標題	観測 方法	観測方式